

令和2年第11回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年11月26日（木） 13時30分開会
14時30分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・日程第1 議案第47号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について
 - ・日程第2 議案第48号 指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について

- ・日程第3 議案第49号 財産の取得に係る議案に関する意見の申出について
- ・日程第4 議案第50号 指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について
- ・日程第5 議案第51号 指宿市スポーツ活動優秀選手及び団体の選考について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第11回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定数に達しておりますので会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第10回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備しておりますのでご覧ください。

1項目目でございます。

10月28日に、第1回学校給食センター調理・配送等事業者選定委員会がございました。後程、担当から説明をさせていただきます。

2項目目でございます。

11月2日に、県内の市町村教育長と県教育委員会との意見交換会がありました。

3項目目でございます。

鹿児島県高等学校駅伝競走大会がありました。11月4日は開会式で祝辞を述べさせていただきました。5日の競走大会につきましては、女子の部でスターターを務めさせていただきました。

4項目目でございます。

11月6日、第2回教育支援委員会がございました。関係者に参加していただきまして、協議をいたしました。

5項目目でございます。

11月9日、市教育委員会学校訪問が指宿小学校で行われました。福富委員に参加していただきまして、細かく指導していただいたところです。指宿小学校は落ち着いた雰囲気で、環境整備もされておりました。

6項目目でございます。

11月10日、指宿小学校創立150周年記念式典におきまして、祝辞を述べさせていただきました。指宿小学校の卒業生でありますオペラ歌手の大山大輔さんに、オープニングをすばらしく飾っていただきました。

7項目目でございます。

11月13日、令和2年指宿市民表彰式がございました。指宿に貢献された3名の方々が表彰されました。

8項目目でございます。

同じく13日、第4回市校長研修会がございました。

9項目目でございます。

こちらも同じく13日に、第29回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。今、第3波がきている地域がございましたので、各部の今後の対策についての取組を発表してもらい、協議をさせていただきました。

10項目目でございます。

11月15日、第15回指宿市駅伝競走大会がございまして、スターターとして務めさせていただきました。小学校から70歳代の方々が参加して、日頃のトレーニングの成果を発揮されていました。

11項目目でございます。

同じく15日は、健幸アンバサダー養成講座がございました。まず、自分の健康をということ。そして、その健康情報を大切な人にも伝えてくださいということです。次の日から、私も職場まで歩くようにしております。

12項目目でございます。

11月16日，市教育委員会学校訪問が丹波小学校で行われました。別府委員に参加していただき，いろいろなご指導をいただいたところです。落ち着いた雰囲気で，授業についても，先生方の職員研修がなされているなという風に感じました。

13項目目でございます。

同じく16日に，指宿商工会議所で市長との対話集会がございました。教育部長から，いぶすきフットボールパークについて説明をしていただきました。

14項目目でございます。

11月25日，令和2年度校区公民館研修会がございました。それぞれの地区のご意見を聴かせていただいたところです。

以上で，教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは，議事に入ります。

日程第1，議案第47号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，議案第47号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

日程第1，議案第47号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して，市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊資料の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，249万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336億5,222万6千円とするものであります。

5ページをご覧ください。

款9教育費は，1,103万9千円を減額し，歳出の総額を47億5,393万4千円とするものであります。

次に，10ページをご覧ください。

教育委員会所管分の歳入からご説明いたします。款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料，節7保健体育使用料62万1千円の補正は，令和3年1月にオープンする「いぶすきフットボールパーク」の1月から3月までの使用料を増額するものであります。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金，節1総務管理費補助金4,689万2千円の補正のうち，所管分は505万5千円で，中学校の指導者用デジタル教科書の購入に係る費用及び指宿市民会館と山川文化ホールの新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入

費用に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当しようとするものであります。

11ページをご覧ください。

款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節3保健体育費補助金42万9千円の減額補正は、東京2020オリンピック聖火リレーが1年先送りになったことに伴い減額するものであります。

款19繰入金、項2基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金、節1ふるさと応援基金繰入金1,271万2千円の減額補正のうち、所管分は76万円で、「指宿市・千歳市青少年相互交流事業実行委員会補助金」に係るもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来のホームステイによる交流をオンライン交流に変更したことに伴い減額するものであります。

次に、歳出をご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1報酬2万7千円の補正は、会計年度任用職員報酬の単価改定に伴い報酬を増額するものであります。

節10需用費61万9千円の補正は、川尻小学校教頭住宅の床等の補修及び山川中学校教頭住宅の内壁補修などに係る修繕料を増額するものであります。

目3教育振興費、節1報酬4千円及び節4共済費1千円の補正は、会計年度任用職員報酬の単価改定に伴い、それぞれ増額するものであります。

節18負担金補助及び交付金110万円の減額補正は、先程歳入でご説明しましたとおり、指宿市・千歳市青少年相互交流事業を、従来のホームステイによる交流からオンライン交流に変更したことに伴い減額するものであります。

項3中学校費、目3学校教育振興費、節10需用費742万円の補正は、令和3年度の教科書採択替えに伴い、年度当初に必要な教師用の教科書及び指導書の購入に係る費用を増額するものであります。

節13使用料及び賃借料115万5千円の補正は、令和3年度の教科書採択替えに伴い、年度当初に必要な指導者用デジタル教科書に係る費用を増額するものであります。

項6社会教育費、目6文化財保護費、節18負担金補助及び交付金11万円の補正は、市指定文化財「木造千手観音坐像」お堂改修に係る補助金11万円を増額するものであります。

目7社会教育施設費、節10需用費32万7千円の補正は、指宿市民会館及び山川文化ホールの新型コロナウイルス感染症対策物品購入に係る消耗品費を増額するものであります。

節12委託料2,288万円の減額補正は、指宿市民会館建築工事監理業務委託料の部分払いを次年度に行うこととなったことに伴い、投資的委託料を減額するものであります。

15ページをご覧ください。

項7保健体育費、目1社会体育総務費、節10需用費93万5千円の補正は、オリンピック聖火リレーが令和3年4月28日に本市で開催される予定となったことから、セレブレーションプログラム用のTシャツ300枚とのぼり旗100枚分の購入費を増額するものであります。

節12委託料132万円の減額補正は、セレブレーション会場であります、市営陸上競技場の養生業務委託について、聖火リレーが一年間先送りとなったことから、減額するものであります。

目3学校給食センター費、節17備品購入費366万3千円の補正は、山川学校給食センターから各学校に給食を配送する際に食缶を入れる給食用コンテナ車が、老朽化により亀裂が入るなど、調理員や児童生徒がケガをする恐れがあることから、9台を購入する費用を増額するものであります。

16ページをご覧ください。

債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正、1追加のうち、教育委員会所管分は「指宿市民会館及び山川文化ホール管理業務」と「指宿市体育施設管理業務」の2件で、それをお示しの期間において、限度額欄に記載の事業費を限度として債務負担行為を設定するものであります。

次の2変更、指宿市民会館整備事業は、指宿市民会館建築工事の監理業務委託料の部分払を次年度に行うこととなったことから、限度額を投資的委託料2,288万円を加えた19億4,288万円に変更しようとするものであります。

なお、各所管の事業毎の補正額及び内容等詳細につきましては、18ページにお示ししてありますのでご参考いただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第47号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1、議案第47号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、議案第48号、指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2、議案第48号、指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、5ページと6ページをご覧ください。

山川地域には、現在、山川校区公民館、大成校区公民館、徳光校区公民館及び利永校区公民館の4つの校区公民館を設置しており、その対象区域は、それぞれの現在の小学校区域一円と定めております。

一方、学校再編に伴い、令和3年4月1日に新「山川小学校」が誕生することから、山川地域における校区公民館の取扱についても、各校区の公民館運営委員会や市の公民館運営審議会、そして山川区長会とも協議するなど、検討を重ねてまいりました。

その結果、当面の間、山川地域の4つの校区公民館は、施設の名称、施設の位置、校区公民館長及び校区公民館主事の配置、公民館事業の実施について、いずれも現行の体制を継続していくことが適切であると判断したところであります。

つきましては、別表第2に記載している対象区域につきまして、現行の対象区域にそれぞれ「旧」を付することで、新「山川小学校区」との混同を避けるとともに、対象区域の明確化を図ろうとするものであります。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

今、当面の間という説明がございましたけれども、それはいつ頃までと考えていらっしゃるのでしょうか。

(内村課長)

公民館運営委員会や、公民館主事会の中でも話し合いが行われまして、当面の間というのは、指宿・開聞地域の学校再編が終わるまでは、そのままにしておいていただきたいという発言がございました。学校再編が終わってから、校区公民館の再編についても協議をしていきたいということでございました。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第48号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第48号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第49号、財産の取得に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第49号、財産の取得に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

財産の取得に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページをご覧ください。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上である財産の取得について、議会の議決を要するものであり、取得する財産は、小中学校タブレット端末等一式で、内訳は、端末2,887台及びこれに付随する保管庫等であります。

取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、2億460万円であります。契約の相手方は、鹿児島市錦江町9番25号、パステムソリューションズ株式会社、代表取締役 吉留久隆であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

今、おっしゃられた2,887台というのは、児童生徒一人ひとりに端末が行き渡る数なのでしょうか。

(鮎川課長)

只今、2,887台と説明の中で申し上げましたが、その内訳としましては、小学校が2,108台、中学校が779台となっておりまして、これが新規に購入をする数になります。中学校については、現在使用しているパソコンで程度の良いものは、引き続き設定をしなおして使うということです。ですので、それも含めて児童生徒一人一台、それぞれ端末を整備しようというものになります。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第49号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第49号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第50号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、議案第50号、指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

鹿児島県立高等学校が入学願書の性別の表記を廃止したこと等から、県立高等学校の学則を準用している指宿市立指宿商業高等学校学則の所要の改正をしようとするものであります。現在、入学願書には受検生の性別記入欄を設けておりますが、人権等の観点から、性別の表記を廃止するとともに、県立高等学校の学則を準用し、入学願書の一部改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

「第2号様式」は、性別表記欄を削除したものに改めるものであります。

次に、13ページをご覧ください。

「第2号様式の2」は、性別表記欄の削除に加えて、「第一次入学者選抜」の後に「(一般入学者選抜)」を加え、「受検校・学科」を「受検高校・学科」に、「受検校の記載事項」を「受検高校等の記載事項」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第50号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第50号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第51号、指宿市スポーツ活動優秀選手及び団体の選考についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第51号、指宿市スポーツ活動優秀選手及び団体の選考について、提案のご説明を申し上げます。

資料の14ページをご覧ください。

指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程第6条の規定に基づき、指宿市スポーツ活動優秀選手及び団体を別紙のとおり選考したので、指宿市教育委員会の行政

組織等に関する規則第10条第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

選考の経緯につきましては、紺屋スポーツ振興課長がご説明申し上げます。

(紺屋課長)

それでは、選考の経緯をご説明申し上げます。

資料の15ページをご覧ください。

指宿市スポーツ活動優秀選手及び団体について、本年度も各競技団体等から推薦書が提出されました。

これを受けて、去る、10月29日に、指宿市体育協会長をはじめとする委員で構成する選考委員会を開催し、推薦された個人及び団体を、16ページから17ページに掲載しております表彰規程に基づきまして、審査したところでございます。その結果、スポーツ活動優秀選手10名、スポーツ活動優秀団体1団体を選考しております。

それでは、それぞれの部門における主な功績等についてご説明申し上げます。

はじめに、スポーツ活動優秀選手、候補者10名であります。

指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程第2条第2号に該当するものであります。

1番、陸上、神薙竜馬さん、東海大学1年生であります。鹿児島実業高校3年生時に、第70回鹿児島県高等学校駅伝競走大会で優勝されたほか、お示しのとおりでございます。

2番、陸上、山下勇陽さん、鹿児島商業高校2年生であります。第64回鹿児島県高等学校新人陸上競技大会男子5000m競歩で優勝されたほか、お示しのとおりでございます。

3番、陸上、亀之園京士郎さん、鳳凰高校2年生であります。第64回鹿児島県高等学校新人陸上競技大会男子3000m障害で優勝されております。

4番、バレー、岩下未空さん、鹿児島実業高校3年生であります。第47回鹿児島県高等学校新人バレー競技大会で優勝されております。

5番、ソフトボール、濱田涼菜さん、鹿児島女子高校3年生、6番、濱田純華さん、鹿児島女子高校2年生であります。第38回鹿児島県高等学校新人ソフトボール競技大会で優勝されております。

7番、ソフトテニス、寺迫孝輝さん、指宿市ソフトテニス連盟所属であります。第51回鹿児島県知事杯ソフトテニス選手権大会一般男子の部で優勝されております。

8番、ソフトテニス、南原里音さん、指宿商業高校3年生であります。第44回鹿児島県高等学校新人ソフトテニス競技大会個人及び団体で優勝されたほか、お示しのとおりでございます。

9番、ボウリング、西中川保さん、指宿市ボウリング協会所属であります。第131回鹿児島県オールアマチュア選手権大会総合男子の部で優勝されております。

10番、ウエイトリフティング、紺屋学さん、鹿児島県ウエイトリフティング協会所属であります。第34回九州マスターズウエイトリフティング選手権大会M55、55kg級で優勝されたほか、お示しのとおりであります。

最後に、スポーツ活動優秀団体、候補団体は、同表彰規程第2条第2号に1団体が該当するものであります。

1番、指宿商業高校女子ソフトテニス部、第44回鹿児島県高等学校新人ソフトテニス競技大会団体で優勝されております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

個人選手の生徒について、出身中学校が分かっていれば教えていただきたいです。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

(紺屋課長)

今、推薦書を見ておりますが、そこに出身中学校の欄がないため把握できておりません。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第51号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第51号は、提案のとおり同意することといたします。

7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていました議案等については、すべて終了いたしました。

これよりその他に入ります。

まず、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定結果について、学校給食センター所長に説明を求めます。

(有馬所長)

それでは、お手元に配布してございます指宿市学校給食センター調理配送等事業者の選定結果報告書をご覧いただきたいと思います。

指宿市学校給食センター調理配送等事業者の選定方法について、令和3年8月1日から、指宿市学校給食センター調理配送等業務を更新するにあたり、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会を開催し、事業者の選定方法を決定しましたので、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱第6条の規定により報告するものであります。

別紙報告書の3ページをご覧ください。

3ページの上の方に、これまでの契約の内容ということでお示ししておりますが、学校給食の調理配送等の業務につきましては、公募型プロポーザル方式により、平成27年8月から、民間企業であります株式会社東洋食品に委託しており、1回目の更新は、平成30年8月に、同社と随意契約による更新を行っているところであります。現在の契約は、令和3年7月31日で満了となり、2回目の更新を行う必要があることから、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会を開催し、事業者の選定方法について協議したところであります。

報告書の1ページをご覧ください。

協議の結果につきましては、現在、本市学校給食の調理・配送等の業務を受託している株式会社東洋食品は、学校給食調理国内シェアNo.1であり、本市の学校給食の調理・配送等の業務においては、本市学校給食事業に関するノウハウが蓄積されており、指宿・山川両センターの施設・設備等の仕様等を熟知していることや、両センターとともに、計画を超える人員を配置するとともに、地元雇用を推進しており、従業員41人中36人の市内在住者を雇用しているなど、これまで5年2月の実績があること、また、山川学校給食センターでは、施設設備の経年劣化等による老朽化が激しいことから、今年度から令和4年度までの3年間かけて、給食提供のない夏季休業期間中に大規模な改修工事を行うことになっており、令和3年度は、下処理室等の改修を予定しているため、株式会社東洋食品以外の事業者を選定した場合、夏季休業中に予定している調理配送等業務のリハーサル及び試食会の実施ができないことから、いきなり本番を迎えることになり、業務委託を受けることは実質不可能であること。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当すると判断し、公募型プロポーザル方式による公募を行わず、株式会社東洋食品と随意契約の方法により更新することに決定いたしました。従いまして、来年の7月末に契約が切れますが、8月からまた引き続き株式会社東洋食品と契約を行って、調理業務を委託すると決定したところでございます。

報告書の2ページに、選定委員会で委員から出された質問・意見等を掲載しております。3ページの2番、4ページの3番につきましては、株式会社東洋食品の県内での実績や南薩地域での実績等を掲載しております。また、5ページには今回、出席していただいた委員の名簿を掲載しているところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

次に、第2期指宿市教育振興基本計画について、教育総務課長に説明を求めます。

(鮎川課長)

第2期指宿市教育振興基本計画について、ご説明申し上げます。先日、お届けいたしました、「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」をご覧ください。

地方公共団体の教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものであります。

本市におきましては、平成23年2月に「第1期指宿市教育振興基本計画（前期計画：平成23年度～平成27年度の5年間の計画）」を策定し、この前期計画の最終年度であります平成28年3月に後期計画（平成28年度～令和2年度の5年間の計画）」を策定して、その計画に基づき、これまで総合的かつ計画的に教育施策の取組を進めてまいりました。

この間、国においては、平成25年6月に策定しました第2期教育振興基本計画において掲げた、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方について示した、第3期教育振興基本計画を平成30年6月に閣議決定しております。また、鹿児島県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第3期計画の内容を参照し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、平成31年2月に、第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定しております。

こうした国・県の取組や、本市の平成28年度から令和7年度までのまちづくりの進むべき方向性を具体的に示した「第二次指宿市総合振興計画」と、本年度で最終年度を迎える「第1期指宿市教育振興基本計画（後期計画）」の取組の成果と課題を踏まえながら、令和3年度から令和7年度までの「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定することといたしました。

なお、計画策定にあたっては、国・県の計画を参照して、平成28年に策定しました現計画（後期計画）の実施状況や達成状況を踏まえ、また、第二次指宿市総合振興計画における教育分野の方向性及び教育施策の基本的な考え方を示した指宿市教育大綱との整合性を図りながら、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、10年後を見据えた教育の姿を目指して策定してまいりたいと考えております。

「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の内容につきましては、このあとの総合教育会議で「指宿市教育大綱」と併せてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

このことについては、次の総合教育会議で行いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、不登校重大事態に係る報告について、学校教育課長に説明を求めますが、本件については、会議を非公開とし、傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(非公開)

(吉元教育長)

それでは、もう一点ございます。

小学校教諭にかかる新聞報道の件につきまして、学校教育課長に説明を求めます。

(常深課長)

こちらに関しましては、資料等はなく口頭での説明となります。

インターネットニュースや、本日の南日本新聞で報道されている件について、現状を報告させていただきます。

本事案を9月下旬に認知した市教育委員会は、日にちを置かずに対し被害者と加害者にて、聞き取り調査を行いました。同時に、県教育委員会にも報告し、県教育委員会とも聞き取り調査を行っているところでございます。新聞報道にもありましたように、被害者本人が警察に被害届を出し、検察庁に送検されたということで、今回、記事になりました。

今後は、市教育委員会と県教育委員会が連携をとりながら、県教育委員会が加害者の処分を行いますので、現在のところ処分が下される日程については、まだ分かっていないところでございます。市教育委員会としましては、被害者の人権を守ると同時に、しっかりとサポートしていくように管理職にお願いし、当該校の子供たちが不安を感じないように、サポートしていきたいと考えているところです。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

新聞に載ったことで、その小学校の保護者の方々に、どういった影響が出ているのか。保護者の方から学校に問い合わせがあったとか、そういうことが分かれば教えてください。

(常深課長)

本日、新聞に載ってから、昼頃まで校長と連絡を取り合っているのですが、保護者からの問い合わせは、今のところないということでございます。

(別府委員)

課長もおっしゃいましたけれども、子供たちに影響がないことが一番ですので、ぜひそのへんについては、よろしくお願ひいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

ほかに何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第11回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。